

**令和8年熊本地震により被災されたお客さまへの対応について
～ ご契約に対する特別取扱い等 ～**

このたび令和8年熊本地震によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔み申し上げますとともに、被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、令和8年熊本地震により被災されたみなさまに対しまして、以下のとおりご契約に対する特別取扱いを実施いたします。

**災害救助法適用地域（法適用日2026年7月28日）※で被災されたお客さまの
ご契約に対する特別取扱いについて**

※2026年7月28日の熊本地震にかかる災害救助法適用地域

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込みについて、お申し出により、2026年7月28日から払込猶予期間を最長6ヵ月間（2027年1月31日まで）延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払い

保険金・給付金などのお支払いについて正規のお手続書類が整わない場合でも、公の証明書（自治体、警察等が発行した証明書等）のご提出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易にお取扱いをいたします。

3. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別取扱い

当社は、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金等をお支払いすることにしています。令和8年熊本地震では、本来、入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることをふまえ、入院給付金等のお支払いについて特別の取扱いを実施いたします。

（1）ご入院をただちにできなかった場合について

入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情によりただちにご入院することができず一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合について

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由によりご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) 病院にご入院できなかった場合について

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院できず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

4. 災害死亡保険金等の全額お支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

5. 新規契約者貸付に対する利息の免除

災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまに対して、新たにご契約者貸付制度をご利用いただく場合に、貸付利息を免除いたします。

なお、変額保険は本取扱いの対象外です

適用利率	年0.0%
受付期間	2026年7月28日から2026年10月31日まで
上記利率適用期間	新規貸付日から2027年2月28日まで

上記手続き等の照会先については、当社公式ホームページを通じ、被災地域のお客さまにお知らせしております。

明治安田公式ホームページ：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

その他の取扱いについて

1. 企業向け貸付への対応

災害救助法適用地域で被災された当社既融資先法人のお客さまを対象に、元利金のご返済が遅延されても入金等の督促および遅延損害の適用を行なわないことといたします。また、返済猶予等のお申し出についても、個別事情に応じて対応いたします。

以上